

選定療養費の改定について

当院では健康保険法第86条に基づき、2022年（令和4年）4月の診療報酬改定により、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない患者さんに対して**令和4年10月1日より**以下の金額を徴収をさせていただきます。当院を受診される方は、かかりつけ医の紹介状をお持ちください。

科別	令和4年 9月30日まで	令和4年 10月1日から
医科	5,500 (税込) 円	7,700 (税込) 円
歯科	5,500 (税込) 円	5,500 (税込) 円

◆ 初診とは

- 1.当院に初めて受診される方
- 2.当院に1年以上受診されていない方（予約のある方は除く）
- 3.以前に当院を受診したことがあっても、すでにその傷病が治癒している方
- 4.患者さんの一方的な都合や判断で治療をやめてしまった方
(慢性疾患等明らかに同一疾病であると判断される場合以外は、同じ疾病でも初診になる場合があります)

◆ ご負担の対象とならない場合

- ・救急車、救急で搬入の患者
- ・妊娠・ご出産の方
- ・国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- ・特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象の方